

○学校法人梅光学院寄附行為

梅光学院は、キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とする学校教育を施すために設立された法人であって、この創立の精神は永く記念継承されるべきである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人梅光学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山口県下関市向洋町一丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を養成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 梅光学院大学

大学院 文学研究科

文学部 人文学科

子ども学部 子ども未来学科

(2) 梅光学院高等学校 全日制課程 普通科・英語科・音楽科

(3) 梅光学院中学校

(4) 梅光学院幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上13人以下

(2) 監事 2人

2 この法人の役員について、理事総数(現に在任する理事及び第8条第3項によりその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。)の過半数が福音主義のキリスト教会の会員であることを要する。ただし、次条第1項第5号の理事は、必ず福音主義のキリスト教会の会員であることを要する。また、非会員の役員についても、福音主義のキリスト教に基づく教育に対して理解のある者であることを要する。

3 理事のうち一人を理事長、他の一人を学院長とし、それぞれ理事の互選により定める。なお、学院長は福音主義のキリスト教会の会員であることを要する。

理事長及び学院長の職を解任するときは、理事総数の過半数の議決による。

- 4 理事長及び学院長の任期は、2年(就任の日を起算日とする。)とする。
- 5 理事長及び学院長は、両者が欠けたときは、後に欠けることとなった者について、同時に欠けることとなった場合は両者について、任期満了又は辞任により退任した後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の教員そのほかの職員であって、この法人の評議員である者のうちから理事会において選任した者 2人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者であって、この法人の評議員である者のうちから理事会において選任した者 1人以上2人以下
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人
 - (4) 福音主義のキリスト教会の牧師である者のうちから、理事会において選任した者 1人
 - (5) この法人の設置する各学校の長 4人
ただし、学校の長が兼務されている場合は、4人以下とすることができる。
 - (6) この法人の法人事務局長 1人
- 2 前項第3号を除く各号の理事は、評議員、学校の長、法人事務局長又は教会の牧師の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、教員そのほかの職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任とするものとする。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第5号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、2年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了又は辞任により退任した後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) この法人の役員としてふさわしくない非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。
(理事長及び学院長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 学院長は、この法人を代表して、この法人の業務を掌理する。理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事長は、学院長に事故があるときはその職務を代理し、学院長が欠けたときはその職務を行う。

(専務理事)

第11条の2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長及び学院長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(代表権者の職務代理等)

第12条の2 代表権者に事故があるとき、又は代表権者が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。ただし、第5条第5項によって職務を継続する代表権者があるときは、この限りではない。

(監事の職務)

第13条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事

実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第14条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事会は、年2回以上定期にこれを開催する。ただし、理事長は、必要に応じて臨時理事会を招集することができる。

5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

8 理事会招集の通知は、監事にも実施しなければならない。

9 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

10 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

11 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

12 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第16項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 13 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 14 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 15 議長は、理事として議決に加わることができない。
- 16 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 15 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項そのほかこの法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会又は理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の特別議決)

第 16 条 次に掲げる事項の議決については、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意をもってしなければならない。

- (1) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する場合を除く。)基本財産の処分及び不動産の売買処分に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(議事録)

第 17 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びそのほかの事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事 2 人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 18 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19 人以上 27 人以下の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会は、年 2 回以上定期にこれを開催する。ただし、理事長は、必要に応じて臨時評議員会を招集することができる。
- 5 理事長は、評議員総数(現に在任する評議員の総数をいう。以下同じ。)の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 8 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。ただし、理事長が評議員でない場合は、学院長を議長とし、学院長も評議員でない場合は、評議員会において互選により議長を定める。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 22 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の教員又はそのほかの職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者のうちから、理事会において選任した者 2 人
- (3) この法人の理事のうちから、理事会において選任した者 3 人
- (4) この法人の教育に理解があり協力する者のうちから、理事会において選任した者 6 人以上 10 人以下
- (5) 福音主義のキリスト教会の教職にある者のうちから、理事会において選任した者 1 人以上 2 人以下
- (6) この法人の設置する各学校の長である者 4 人
ただし、学校の長が兼務されている場合は、4 人以下とすることができる。

2 評議員は、年齢 25 年以上であることを要する。

3 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の長、教員、そのほかの職員、理事又は教会の牧師の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 23 条 評議員の任期は、2 年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了又は辞任により退任した後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 24 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。
- (3) 死亡

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入そのほかの運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、理事会の議決を得て、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越しするものとする。
(財産目録等の備付け及び閲覧)

第33条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第34条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎回会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決により、この寄附行為第3条の目的に適う、キリスト教主義による教育を行う学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、第3条は、キリスト教の精神により教育を施す趣旨を変更してはならない。第39条の規定による残余財産の帰属者についても同様とする。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、第33条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) そのほか必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法第44条の2第4項におい

て準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第44条 理事（理事長、学院長、専務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等を締結することができる。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人梅光学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則のほかこの法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和43年10月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和45年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和49年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和50年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和51年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

平成3年9月27日文部大臣認可のこの寄附行為は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年12月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年12月22日)から施行する。

附 則

平成12年8月2日文部大臣認可のこの寄附行為は、2001年(平成13年)4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年4月5日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年3月20日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年2月16日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年8月23日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月31日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 18 年 9 月 12 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、2008 年(平成 20 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2009 年(平成 21 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 24 年 2 月 15 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 26 年 3 月 5 日)から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、第 5 条、第 6 条、第 18 条及び第 22 条の理事及び評議員の定数に関わる事項については、2014 年(平成 26 年)3 月 31 日までは、なお従前の例による。

附 則

この寄附行為は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 27 年 11 月 9 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、2016 年(平成 28 年)1 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 28 年 6 月 20 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、2019 年(平成 31 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和元年 10 月 30 日)から施行する。

附 則

2020年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。